

# 国際共同研究事業 令和 4(2022)年度実施報告書

令和 5 年 4 月 18 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]  
京都大学大学院法学研究科  
[職・氏名]  
教授・西谷祐子  
[課題番号]  
JPJSJRP 20211702

1. プログラム名 英国との国際共同研究プログラム(JRP-LEAD with UKRI)

2. 研究課題名

(和文) コロナ禍と法の役割——社会的弱者のための保護と復興

(英文) Covid19 and the Law - Protection and Recovery for Vulnerable Groups

3. 共同研究実施期間

令和 3 年 12 月 1 日 ~ 令和 6 年 11 月 30 日 (3 年 0 ヶ月)

4. 相手国側代表者(所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

British Institute of International and Comparative Law (BIICL), Centre for Comparative Law  
•Director•Eva Lein

## 5. 当該年度実施状況

- ・当該年度実施計画書の「当該年度実施計画の概要」の内容と対応させつつ、当該年度の実施状況を簡潔に記載してください。再委託又は共同実施を行った場合は、それぞれの実施状況がわかるように記載してください。
- ・当該年度又は前年度(複数年契約を締結し繰越を行った場合)の各費目における増減が研究経費総額の 50% (この額が 300 万円を超えない場合は 300 万円)に相当する額を超えた場合は、その理由と費目の内訳を変更しても計画の遂行に支障がないと考えた理由を記載してください。

本研究課題は、ポスト・コロナ社会の再構築のために、特に労働者や貧困層、移民・難民、女性や子どもなどの社会的弱者に焦点を当てて、日英のほか欧州各国との比較法を踏まえ、社会学・心理学・経済学の視点を取り入れながら国際的な学際共同研究を行うことを目的としている。日本側は西谷祐子教授が、英国側はエファ・ライン教授が、研究全体を総括し、5つのクラスター(①契約及び紛争処理、②消費者保護及び倒産、③ビジネスと人権、④家族、⑤移民政策)に分けて相互に情報提供や意見交換を行うことで、各々共同研究を推進し、日英双方の若手研究者や大学院生も交えてセミナーやワークショップを開催する予定である。

令和4年度においては、ようやくコロナ禍が落ち着いて海外渡航が可能になってきたため、少しずつ研究交流を進めた。西谷は、6月にハイデルベルク大学に、8月にマックスプランク比較私法及び国際私法研究所(ハンブルク所在)に渡航し、比較法調査を踏まえてコロナ禍の影響及びその後の社会の再構築のあり方について、特にビジネスと人権の観点からハイデルベルク及びハンブルクにおいて各々研究報告を行い、ドイツ等の研究者と意見交換を行って考察を深めた。また、4～5月にアルバレス＝オルテガ准教授が英国に渡航し、先方機関である BIICL を訪問したほか、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院を訪問し、法哲学及び法理論の観点から、日本におけるコロナ対応の特殊性及びコロナ後の社会の再構築のあり方について意見交換及び共同研究を行った。カライスコス准教授も3月にハンブルクに渡航し、消費者法とコロナ禍の影響について共同研究を行った。英国側から日本への渡航はまだ実現しなかったが、令和5年度の早い段階で英国側代表者であるライン教授が来日し、日本側との共同研究を行う予定である。

これまでの作業内容として、具体的には、①及び②の双方について消費者保護の視点を中心に契約法に関する各国法制の調査を行い、コロナ禍への対応に関する文献及び判例の調査を行ってきた。また、③ビジネスと人権についても日英双方の研究者が各々研究を進めており、上記のとおり、西谷がハイデルベルク及びハンブルクにて研究報告を行うなど、成果を挙げてきた。また、2022年2月23日欧州委員会による企業のデュー・ディリジェンスに関するEU指令提案及び2022年9月に公表された日本経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を中心に検討を行い、法制化の方向性についてドイツ、フランス、英国等の既存の立法との比較を踏まえて研究を進めてきた。コロナ禍の下では、中国企業の下請や部品供給をしていたベトナムやミャンマー等の企業が甚大な被害を被っており、サプライチェーンの再構築及び労働者保護の観点から注目すべき事象として考察を進めている。そのほか④家族及び⑤移民政策との関係でも、コロナ禍の下での家族生活及び女性・子どもの保護、移民保護などについて、日本の現状を踏まえ、諸外国と比較したうえで、実務上の課題を確認しながら検討作業を行った。これらの作業を行う際には、日本国内においても、京都大学内で西谷と他の参加者が綿密に連絡を取っている。また、西谷が東京に出張した際に在京の参加者と面談してコロナ禍の下での移民の境遇及び家族関係の変容について意見交換を行ったり、メールやZoom会議でやり取りを行ったりしている。このように、国内でも参加者同士で意思疎通を図り、密接に連携することで、プロジェクトの進行及び研究成果につながっており、いずれ論文集として書

籍を公表する予定である。

以上のように本研究課題への参加者は、各々コロナ禍の影響と社会的弱者保護のための法的枠組みについて研究を進めてきた。令和4年度もまだ十分に相手国等に渡航して研究交流を行うことができなかったため、必要文献やIT機器の整備に費用を支出したほか、令和5年度に約400万円繰り越し、実質的に日本側参加者が英国等に渡航するための費用として支出することを予定している。

7. 研究発表(当該年度において本共同研究の一環として本事業による支援を受けたことを明示して発表したものについて記載してください)

[雑誌論文] 計( 0 )件 うち査読付論文 計( 0 )件

通番	共著の有無*1	著者名、論文標題等*2
1		
2		
3		

[学会発表]計( 3 )件 うち招待講演 計( 2 )件

通番	共著の有無*1	発表者名、発表標題等*2
1	なし	西谷祐子「Corporate Due Diligence and Sustainable Development — Challenges to Conflict of Laws —」(2022年6月25日ハイデルベルク大学主催・Herbert Kronke教授記念論文集贈呈シンポジウム(ドイツ・ハイデルベルクにて開催)にて)
2	なし	西谷祐子「国際的な子の連れ去りと家事調停及びメディエーション」(2022年7月9日仲裁ADR法学会(日本大学が会場)にて)
3	なし	西谷祐子「国際関係における同性カップルの法的保護」(2022年11月5・6日日仏シンポジウム(東京大学が会場)「Droits humains des minorités sexuées, sexuelles et genres Regards franco-japonais」のセッション「Éléments internationaux : regards d'universitaires et de praticiennes」にて)。

[図 書] 計( 0 )件

通番	共著の有無*1	著者名、著書名等*2
1		

\*1 相手国側参加者との共著(共同発表)がある場合は○と記入。

\*2 当該発表等を同定するに十分な情報を記載すること。例えば学術論文の場合は、著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年(西暦)、最初と最後の頁、掲載論文の DOI、学会発表の場合は発表者名、発表標題、学会等名、発表年(西暦)、発表地(国名、国外開催の場合のみ)、図書の場合は著者名、著書名、出版社名、発行年(西暦)、総ページ数、ISBN、など(順番は入れ替わってもよい)。相手国側参加者との共著となる場合は、著者名が複数であっても省略せず、その氏名を記入し下線を付すこと。

\*3 足りない場合は適宜行を追加すること。

8. 本事業による産業財産権の出願・取得状況(当該年度に出願又は取得したもの)

[出 願] 計( 0 )件

通番	産業財産権の名称、発明者、権利者、産業財産権の種類、番号、出願年、国内・外国の別
1	

[取 得] 計( 0 )件

通番	産業財産権の名称、発明者、権利者、産業財産権の種類、番号、取得年、国内・外国の別
2	

\* 必要に応じて、欄を追加してください。